



平成25年2月20日

各 位

会 社 名 PGMホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 神田 有宏  
(コード番号：2466、東証第1部)  
問合せ先 社長室長 大園 久夫  
(TEL. 03-6408-8800)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年3月27日開催予定の第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社の子会社の目的に「旅行業」が追加されたことに伴い、グループ持株会社である当社の現行定款第2条（目的）に当該目的を追加するものであります。
- (2) 当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年2月20日開催の取締役会において、同年7月1日を効力発生日として、1株を100株に分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用する旨の決議をいたしました。  
これに伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、変更案第7条（単元未満株式についての権利）及び第8条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。
- (3) 変更案第7条及び第8条の効力発生日を定めるため、附則第1条第1項を変更するものであります。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の繰り下げ、一部表現の変更、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容につきましては、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

平成25年3月27日（予定） 第9回定時株主総会開催  
同日 定款変更の効力発生

なお、「1. 提案の理由」のうち、(2)に係る変更については、平成25年7月1日を効力発生日とします。

以上

## ＜定款変更の内容＞

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目的) 1. (省略) (1)～(37) (省略) (新設) (38)～(40) (省略) 2. (省略)	第2条 (目的) 1. (現行どおり) (1)～(37) (現行どおり) <u>(38) 旅行業</u> <u>(39)～(41)</u> (現行どおり) 2. (現行どおり)
第3条～第4条 (省略)	第3条～第4条 (現行どおり)
第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 416,000,000株とする。	第5条 (発行可能株式総数) (現行どおり)
第6条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、100株とする。	第6条 (単元株式数) (現行どおり)
(新設)	第7条 (単元未満株式についての権利) <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>
(新設)	第8条 (単元未満株式の買増し) <u>当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>
第7条～第31条 (省略)	第9条～第33条 (現行どおり)

<p>第<u>32</u>条（任期）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期及び補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第<u>34</u>条（任期）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>
<p>第<u>33</u>条 （省略）</p>	<p>第<u>35</u>条 （現行どおり）</p>
<p>第<u>34</u>条（監査役会の招集通知）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>第<u>36</u>条（監査役会の招集通知）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>
<p>第<u>35</u>条～第<u>36</u>条 （省略）</p>	<p>第<u>37</u>条～第<u>38</u>条 （現行どおり）</p>
<p>第<u>37</u>条（監査役会規程）</p> <p>監査役に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第<u>39</u>条（監査役会規程）</p> <p>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>第<u>38</u>条～第<u>45</u>条 （省略）</p>	<p>第<u>40</u>条～第<u>47</u>条 （現行どおり）</p>
<p>附則</p> <p>第1条（経過措置）</p> <p>1. 第5条の変更及び第6条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成25年7月1日とする。</p> <p>2. 本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</p>	<p>附則</p> <p>第1条（経過措置）</p> <p>1. 第5条の変更及び第6条乃至第8条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成25年7月1日とする。</p> <p>2. （現行どおり）</p>

※上記現行定款記載の第5条及び第6条につきましては、平成25年2月20日の取締役会において決議しており、平成25年7月1日を効力発生日としております。